

ふそう専用自動車保険プログラム「ふそうアシスト」サービス約款

第1条【本規約の適用範囲】

この約款（以下「本約款」といいます）は、ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社（以下「DISJ」といいます）が次条で定める加入者に対して提供する第4条（本サービスの種類及び内容）所定のサービスに関して適用されます。

第2条【本サービスの定義】

ふそう専用自動車保険プログラム「ふそうアシスト」（以下「本サービス」といいます）とは、所定の加入証に記載の三菱ふそうトラック・バス株式会社または三菱ふそう特約販売会社（以下、総称して「三菱ふそう販売店」といいます）を代理店として、「東京海上日動火災保険株式会社」（以下「東京海上日動火災」といいます）または「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」（以下「損保ジャパン日本興亜」といいます）のいずれかが提供する任意自動車保険契約のうち、対象となる契約（以下「対象任意自動車保険契約」といいます）に加入し、かつ、本サービス提供内容および第13条に規定している個人情報提供に同意いただいたお客様（以下「加入者」といいます）に対して提供されるサービスをいいます。

第3条【本サービスの対象となる契約】

本サービスの対象任意自動車保険契約とは、以下の「対象車種」、「対象銘柄」（ただし、保険契約条件により異なります）および「対象期間」記載の各条件を満たす契約をいうものとします。

（1）対象車種

トラック（除く軽トラック）またはバスであること

（2）対象銘柄

- ① 三菱ふそう社製車両であること
- ② 他メーカー製車両については、三菱ふそう社製車両と同等クラスであること。ただし、他メーカー製車両については、以下のいずれかの保険契約を締結している場合に限るものとする。
 - ア. フリート契約（バラフリート含む）
 - イ. ノンフリート明細付き契約（複数台の車両を1証券にまとめた契約）
 - ウ. メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社（以下「MBF」といいます）提供の自動車保険料が含まれるリース契約（LAFIT等三菱ふそう販売店を保険取扱代理店とする契約）

（3）対象期間

保険期間が1年以上であること

第4条【本サービスの種類及び内容】

1. 本サービスの種類は、次の各号のとおりとし、DISJは、第6条に定める本サービスの提供期間中に以下に規定する事象が発生した場合に、次条の規定に基づく加入者からの本サービスの利用申込に応じて本サービスを提供するものとします。なお、DISJは、本サービスの提供に関し、加入者に対する金銭の交付は一切行いません。

- (1) フロントガラス修理・交換補償サービス

＜補償限度額5万円－加入者負担額5千円＞

飛び石など飛来物・落下物などによるガラスの破損やキズの単独損害（車体と同時に被った損害は対象外）を補償します。

- (2) タイヤパンク修理・交換サービス

＜補償限度額2万円－加入者負担額2千円＞

走行時やいたずら等によるタイヤパンクの単独損害を補償します。

- (3) LAFIT 向け修理費用差額補償サービス ＜（※1）の場合のみ利用可＞

第6条で定める本サービス提供期間中に、対象自動車に被った偶然又は人為的に第三者よりなされた1回の事故また損害により、リースの規定損害金を超える修理費（※2）が発生した場合、車種別修理設定額（※3）までの修理費を補償します。ただし、対象自動車の自動車保険の車両保険金の額（相手からの賠償金がある場合は、賠償金を合算した金額。対物超過特約による支払保険金がある場合には、当該保険金を合算した金額）を除きます。また修理費が車種別修理設定額を超過する場合、超過分はサービス利用者の負担とします。

（※1）三菱ふそう販売店で長期一括払いのリースカー車両費用補償特約付きの自動車保険を組み込んだMBFが提供するリース契約（LAFIT）車両、かつリース開始時期が初度登録日より13か月以内の三菱ふそう社製ローザ、スーパーグレート、ファイター、キャンター

（※2）修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態（構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます）に復旧するために必要な修理費をいいます。

（※3）車両別修理費設定額 スーパーグレート300万円、ファイター150万円、キャンター100万円、ローザ150万円、

2. DISJは、車両保険及び共済契約その他のサービス（以下「車両保険等」といいます）により支払われるべき金額に対しては、前項に係る本サービスを提供しません。ただし、当該車両保険等から免責される損害がサービスの加入者負担額を超える場合には、補償限度額の範囲内で前項に係る本サービスを提供します。

第5条【本サービス利用申込】

1. 加入者が本サービスの利用を希望する場合は、加入者は、それぞれ以下の方法および内容によりDISJに対して利用申込を行うものとします。
 - (1) フロントガラス修理・交換サービスおよびタイヤパンク修理・交換サービス
損害が発生した日より30日以内に、所定の加入証および利用依頼書兼サービス利用記録に発生内容を記入し、三菱ふそう販売店へ提出する。
 - (2) LAFIT向け修理費用差額補償サービス
損害が発生した日より60日以内に、所定の加入証および利用依頼書兼サービス利用記録に発生内容を記入し、三菱ふそう販売店へ提出する。
2. 加入者が本サービスを利用した場合であっても、その後に、第8条に基づき本サービスの受給対象でないことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用は、全て当該加入者の負担となります。

第6条【本サービスの提供期間】

本サービスの提供期間は、以下各項に定める期間とします。

- (1) フロントガラス修理・交換サービスおよびタイヤパンク修理・交換サービス
本サービスの提供期間は、最長1年で、かつ、対象任意自動車保険契約の有効な期間までとします。なお、対象任意自動車保険契約の保険期間が1年を超える場合は、各保険年度（保険始期日から起算した1年を単位とする期間をいい、以下同様です。）の終期に同じとします。
- (2) LAFIT向け修理費用差額補償サービス
本サービスの提供期間は、対象任意自動車保険契約の有効な期間までとします。ただし、加入者とMBFとの間のリース契約期間の終期が対象任意自動車保険契約の終期よりも先に到来するときは、当該リース契約期間の終期までを本サービスの提供期間とします。

第7条【本サービスの提供回数】

本サービスの提供回数は、以下各項に定める回数とします。

- (1) フロントガラス修理・交換サービスおよびタイヤパンク修理・交換サービス
本サービスの提供期間中、各1回を限度とします。なお、対象任意自動車保険契約の保険期間が2年以上である場合には、保険年度ごとに各1回の損害を対象とします。
- (2) LAFIT向け修理費用差額補償サービス
本サービスの提供期間中、1回を限度とします。

第8条【本サービスを提供しない場合（免責事項）】

次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供期間中であっても、DISJは、本サービスの提供を行いません。

- (1) 本サービスが適用される損害および事故に関して、加入者が三菱ふそう販売店以外に入庫し修理を受けたとき
- (2) LAFIT 向け修理費用差額補償サービスに関して、リース契約が終了又はリース契約の借受人が変更となった場合
- (3) 自動車保険が解約された場合
- (4) 加入者が三菱ふそう販売店が提出を求める資料を提出しなかったとき、または提出する資料に知っている事実を記載しなかった、もしくは不実の記載を行ったとき
- (5) 加入者が本サービスの申込みに当たり第5条所定の申込手続に従わなかったとき、またはその他本約款に違反したとき
- (6) 直接または間接を問わず、車両の損害が次の事由によって生じたとき
 - ① 加入者または加入者の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
 - ② 地震もしくは噴火または津波その他の天災地変
 - ③ 核燃料物質（使用済核燃料を含み、以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原始核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 - ⑤ 収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
 - ⑥ 横領
 - ⑦ 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を越える過酷な使用（レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等）
- (7) 前4号のほか、三菱ふそう販売店が不相当と認めたとき

第9条【本サービスに関する解釈】

本サービスの内容に関して解釈が分かれる場合は、DISJの解釈に従うものとします。

第10条【経過措置】

1. 本サービスは、2013年2月1日以降保険始期の対象任意自動車保険契約の加入者に提供されます。ただし、保険始期が2013年2月1日以前であっても、第3条の各条件を満たす自動車を取得した場合で、保険契約上の異動日（フリート契約における増車日を含む）が2013年2月1日以降の場合には、本サービスの提供を受けることができるものとします。ただし、LAFIT 向け修理費用差額補償サービスについては保険始期が2019年1月1日以降の加入者にかぎ

ります。

2. 保険始期が2013年2月1日以前の対象任意自動車保険契約の加入者については、保険期間が複数年となっている場合に限り、2013年2月1日以降に到来する対象任意自動車保険契約始期当日より本サービスの提供を受けることができるものとします。ただし、LAFIT 向け修理費用差額補償サービスについては保険始期が2019年1月1日以降の加入者にかぎります。

第11条【本サービスの解除、中止】

本約款に記載の事項について違反した場合は、DISJ はいつでも本サービスを解除または中止することができるものとし、加入者は、これに対して異議を述べないものとします。

第12条【本約款の変更】

DISJ は、本約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、変更以降の本サービスの提供内容及び提供条件は、変更後の約款が適用されるものとします。

第13条【個人情報の取扱】

1. DISJ および損害保険会社（東京海上日動火災、損害保険ジャパン日本興亜）は、本サービス申込書に記載された加入者の個人情報および本サービス提供において取得した加入者の個人情報（以下総称して「個人情報」といいます）を、以下の利用目的の範囲内で利用します。
 - ① 本サービスの提供の判断
 - ② 本サービスの提供
 - ③ 商品・サービスの企画・調査・開発
 - ④ 社内統計資料作成（車種・地域構成等）
2. DISJ が個人情報の取扱管理責任者となり、以下の関係会社との間で、本条第1項記載の目的の範囲内で、加入者の個人情報を共同利用することがあります。

DISJ 関係会社：

- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社

損害保険会社：

- 東京海上日動火災保険株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

3. 本条に定めるもののほか、DISJ は、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。ただし、人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合、国の機関または地方公共団体の要請がある場合その他法令の定めに基づく場合には、個人情報の第三者提供を行なうことがあります。
4. 加入者は、加入者が契約する任意自動車保険契約に基づき加入者が引受保険会社である東京海上日動火災または損保ジャパン日本興亜に提供した個人情報を、いずれかの引受保険会社より

DISJ が取得することについて同意します。

第 1 4 条【合意管轄裁判所】

本サービスに関して、DISJ と加入者および利用者の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本約款は 2012 年 12 月 1 日から発効します。

最終改訂 2019 年 1 月